

# 第9回合併協議会 会議資料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

# 第9回 高富町・伊自良村・美山町合併協議会

日 時 平成14年5月1日(水)  
午後1時30分～3時30分  
場 所 高富町役場3階大会議室

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 題

## 報告事項

報告第18号 第5回・第6回新市名称候補選定小委員会報告

## 協議事項

協議第28号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第29号 福祉関係事業の取扱いについて

協議第30号 保健・環境関係事業の取扱いについて

## 確認事項

第10回合併協議会開催日程等について

4. そ の 他
5. 閉 会

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員名簿

平成14年4月1日現在

役職名	氏名	町村名	選出区分	備考
会長	山崎通 <small>やまざき とおる</small>	高富町	高富町長	
副会長	矢口貢男 <small>やくちつぐお</small>	美山町	美山町長	
	村橋忠夫 <small>むらはしたただお</small>	伊自良村	伊自良村長	
委員	久保田・(ひとし) <small>くぼた</small>	高富町	高富町議会議長	
	渡辺政勝 <small>わたなべまさかつ</small>		高富町議会議員	
	武山和行 <small>たけやまかずゆき</small>		高富町議会議員	
	藤岡功 <small>ふじおか いさお</small>		学識経験者	
	杉田實男 <small>すぎたじつお</small>		学識経験者	
	平野元 <small>ひらの はじめ</small>		学識経験者	
	三井怜子 <small>みついとしこ</small>		学識経験者	
	上野登志博 <small>うえの としひろ</small>	伊自良村	伊自良村議会議長	
	横山善道 <small>よこやまよしみち</small>		伊自良村議会議員	
	川島清夫 <small>かわしまきよお</small>		伊自良村議会議員	
	山崎雄作 <small>やまざきゆうさく</small>		学識経験者	
	船戸繁俊 <small>ふなとしげとし</small>		学識経験者	
	上野政幸 <small>うえの まさゆき</small>		学識経験者	
	棚橋壽子 <small>たなはしひさこ</small>		学識経験者	
	長屋孝 <small>ながや たかし</small>	美山町	美山町議会議長	
	大西克巳 <small>おおにし かつみ</small>		美山町議会議員	
	小森英明 <small>こもりひであき</small>		美山町議会議員	
	河口衛 <small>かわぐち まもる</small>		学識経験者	
	高瀬茂 <small>たかせ しげる</small>		学識経験者	
	花村進 <small>はなむら すずむ</small>		学識経験者	
	石神みち子 <small>いしがみ こ</small>		学識経験者	
	坂正光 <small>ばん まさみつ</small>	岐阜県	学識経験者	地域県民部振興室長
	平光節夫 <small>ひらみつせつお</small>		学識経験者	岐阜地域振興局振興課長

役職名	氏名	備考
顧問	山田忠雄 <small>やまだただお</small>	岐阜県議会議員

## 第 5 回新市名称候補選定小委員会報告について

- 1 . 開催日時 平成 1 4 年 4 月 1 1 日 ( 木 )  
午後 1 時 3 6 分 ~ 午後 3 時 3 5 分
- 2 . 開催場所 高富町役場 2 階 会議室 3 0 2
- 3 . 協議内容 小委員会副委員長の選任について  
新市名称候補選定について ( 継続協議 )
- 4 . 協議結果 小委員会副委員長の選任について  
高井副委員長の交替に伴い、下記のとおり新たに副委員長が選任された。

職 名	氏 名	町 村 名
副委員長	上 野 政 幸	伊 自 良 村

### 新市名称候補選定について

合併協議会に提示する新市名称候補について、その選定方法等について協議を行った。

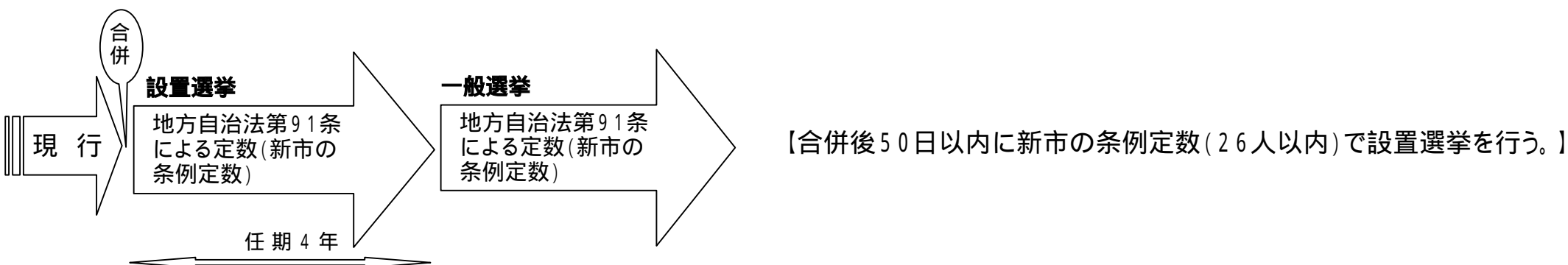
慎重に協議した結果、次回小委員会において各委員がそれぞれ候補を持ち寄り、合併協議会へ提案する候補を絞り込むことが確認され継続協議となった。

## 第 6 回新市名称候補選定小委員会報告について

- 1 . 開催日時 平成 1 4 年 4 月 1 9 日 ( 金 )  
午前 9 時 2 8 分 ~ 午前 1 1 時 1 9 分
- 2 . 開催場所 高富町役場 2 階 会議室 3 0 2
- 3 . 協議内容 新市名称候補選定について ( 継続協議 )
- 4 . 協議結果 第 5 回小委員会での協議結果を受け、小委員会各委員がそれぞれ候補を持ち寄り 1 0 候補に絞り込むための協議を行った。  
慎重かつ十分に協議を行ったが候補を絞り込むには至らず、さらなる協議調整が必要との判断から継続協議となり、5 月中旬開催予定の第 7 回小委員会で 1 0 候補を決定することとなった。  
決定された 1 0 候補について、合併協議会各委員に通知後、記者発表を行い、6 月 3 日開催予定の第 1 0 回合併協議会に提案することが確認された。

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協議細目	
調整の方針	(案) 新市における議会の議員の定数、任期及び選挙区の取扱いについては、次の4案のうちいずれかの方法により協議し、協議会で決定する。 3町村の議会で協議する。 小委員会を設置して協議する。 第三者機関を設置して協議する。 その他の組織(山県郡議長会等)で協議する。		
項目	参 考 資 料		
1. 新設合併の場合の議員定数及び任期  地方自治法及び公職選挙法の原則  【参考法令】	<p>市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際しては次のいずれかの制度を選択する必要がある。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>地方自治法及び公職選挙法の原則を適用</b></p>  </div> <p><b>【参考法令】</b></p> <p>地方自治法(抄)                      (市町村議会の議員の定数)                      第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。                      2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、該当各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。                      (1)～(4) 省略                      (5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人                      (6)～(11) 省略                      3～6 省略                      7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。                      8～10 省略                      第91条は平成15年1月1日から上記のとおり改正される。</p> <p>(議員の任期)                      第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。                      2 省略</p>		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協議細目																											
調整の方針																													
項目	参 考 資 料																												
定数特例制度	<p>公職選挙法(抄) (一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙) 第33条 1~2 省略 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>定数特例制度を適用</b></p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <caption>単位:人</caption> <thead> <tr> <th>町 村 名</th> <th>高 富 町</th> <th>伊自良村</th> <th>美 山 町</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 口( 1)</td> <td>18,795</td> <td>3,287</td> <td>8,869</td> <td>30,951</td> </tr> <tr> <td>現議員数</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>現行条例定数( 2)</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;"> <p>→</p> <table border="1"> <caption>新市設置選挙時</caption> <tbody> <tr> <td>人 口( 1)</td> <td>30,951人</td> </tr> <tr> <td>法第91条に規定する数</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>設置選挙時の議員定数</td> <td>(法第91条に規定する数の2倍以内) 26人×2=52人以内</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>【合併後50日以内に法第91条に規定する数の2倍(52人)以内で設置選挙を行う。】 【設置選挙後の一般選挙からは、新市の条例定数(26人以内)で選挙を行う。】</p> <p>1 平成12年国勢調査確定数値 2 平成15年1月1日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用。</p>			町 村 名	高 富 町	伊自良村	美 山 町	計	人 口( 1)	18,795	3,287	8,869	30,951	現議員数	16	12	14	42	現行条例定数( 2)	16	10	14	40	人 口( 1)	30,951人	法第91条に規定する数	26人	設置選挙時の議員定数	(法第91条に規定する数の2倍以内) 26人×2=52人以内
町 村 名	高 富 町	伊自良村	美 山 町	計																									
人 口( 1)	18,795	3,287	8,869	30,951																									
現議員数	16	12	14	42																									
現行条例定数( 2)	16	10	14	40																									
人 口( 1)	30,951人																												
法第91条に規定する数	26人																												
設置選挙時の議員定数	(法第91条に規定する数の2倍以内) 26人×2=52人以内																												
【参考法令】	<p>市町村の合併の特例に関する法律(抄) (議会の議員の定数に関する特例) 第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。 第6条第1項のうち下線部分については、平成15年1月1日から上記のとおり改正される。</p>																												

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
<p>在任特例制度</p> <p>【参考法令】</p>	<div style="text-align: center;"> <p><b>在任特例制度を適用</b></p> <pre>             graph LR             A[現行] -- 合併 --&gt; B[合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間在任]             B -- 在任期限 --&gt; C[一般選挙 地方自治法第91条による定数(新市の条例定数)]             </pre> </div> <p>【合併前の関係市町村の全ての議員が、合併後2年以内は在任できる。】                  【在任期限終了後の一般選挙からは、新市の条例定数(26人以内)で選挙を行う。】</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抄)                  (議会の議員の在任に関する特例)</p> <p>第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間                  (2) 省略                  2~4 省略</p>		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協議細目																																
調整の方針																																		
項目	参 考 資 料																																	
現職議員任期等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>町村名</th> <th>任 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 富 町</td> <td>平成11年10月 9日 から 平成15年10月 8日</td> </tr> <tr> <td>伊自良村</td> <td>平成11年 5月12日 から 平成15年 5月11日</td> </tr> <tr> <td>美 山 町</td> <td>平成11年 7月28日 から 平成15年 7月27日</td> </tr> </tbody> </table>		町村名	任 期	高 富 町	平成11年10月 9日 から 平成15年10月 8日	伊自良村	平成11年 5月12日 から 平成15年 5月11日	美 山 町	平成11年 7月28日 から 平成15年 7月27日																								
町村名	任 期																																	
高 富 町	平成11年10月 9日 から 平成15年10月 8日																																	
伊自良村	平成11年 5月12日 から 平成15年 5月11日																																	
美 山 町	平成11年 7月28日 から 平成15年 7月27日																																	
先進事例	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合併市町村</th> <th rowspan="2">人 口( )</th> <th rowspan="2">合併期日</th> <th colspan="2">特 例 適 用</th> <th rowspan="2">合併がなかった場合の議会議員の任期満了日 (合併日以降の期間)</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">篠山市</td> <td rowspan="4">47,426人</td> <td rowspan="4">H11.4.1</td> <td rowspan="4">在任特例</td> <td rowspan="4">合併後1年1月間</td> <td>篠山町 H11.11.30 (約8ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>西紀町 H11. 4.29 (約1ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>丹南町 H11. 7.24 (約4ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>今田町 H11. 4.29 (約1ヵ月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西東京市</td> <td rowspan="2">180,885人</td> <td rowspan="2">H13.1.21</td> <td rowspan="2">在任特例</td> <td rowspan="2">合併後2年間</td> <td>田無市 H15. 4.30 (約2年3ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>保谷市 H15. 2. 7 (約2年1ヵ月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">さいたま市</td> <td rowspan="3">1,024,053人</td> <td rowspan="3">H13.5.1</td> <td rowspan="3">在任特例</td> <td rowspan="3">合併後2年間</td> <td>浦和市 H15. 5. 1 (2年)</td> </tr> <tr> <td>大宮市 H13.12.20 (約8ヵ月)</td> </tr> <tr> <td>与野市 H15. 4.30 (約2年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>篠山市(平成12年2月末現在) 西東京市・さいたま市(平成12年国勢調査確定数値)</p>		合併市町村	人 口( )	合併期日	特 例 適 用		合併がなかった場合の議会議員の任期満了日 (合併日以降の期間)	区 分	内 容	篠山市	47,426人	H11.4.1	在任特例	合併後1年1月間	篠山町 H11.11.30 (約8ヵ月)	西紀町 H11. 4.29 (約1ヵ月)	丹南町 H11. 7.24 (約4ヵ月)	今田町 H11. 4.29 (約1ヵ月)	西東京市	180,885人	H13.1.21	在任特例	合併後2年間	田無市 H15. 4.30 (約2年3ヵ月)	保谷市 H15. 2. 7 (約2年1ヵ月)	さいたま市	1,024,053人	H13.5.1	在任特例	合併後2年間	浦和市 H15. 5. 1 (2年)	大宮市 H13.12.20 (約8ヵ月)	与野市 H15. 4.30 (約2年)
合併市町村	人 口( )	合併期日				特 例 適 用			合併がなかった場合の議会議員の任期満了日 (合併日以降の期間)																									
			区 分	内 容																														
篠山市	47,426人	H11.4.1	在任特例	合併後1年1月間	篠山町 H11.11.30 (約8ヵ月)																													
					西紀町 H11. 4.29 (約1ヵ月)																													
					丹南町 H11. 7.24 (約4ヵ月)																													
					今田町 H11. 4.29 (約1ヵ月)																													
西東京市	180,885人	H13.1.21	在任特例	合併後2年間	田無市 H15. 4.30 (約2年3ヵ月)																													
					保谷市 H15. 2. 7 (約2年1ヵ月)																													
さいたま市	1,024,053人	H13.5.1	在任特例	合併後2年間	浦和市 H15. 5. 1 (2年)																													
					大宮市 H13.12.20 (約8ヵ月)																													
					与野市 H15. 4.30 (約2年)																													



# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	参 考 資 料		
2. 議会の議員の選挙区 【参考法令】	<p>公職選挙法(抄) (地方公共団体の議会の議員の選挙区)</p> <p>第15条 1～5 省略</p> <p>6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。</p> <p>7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区域、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>公職選挙法施行令(抄) (人口に比例しない議員の定数)</p> <p>第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。</p>		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

児童福祉分科会

<b>協議項目</b>	各種事務事業の取扱い	<b>協議細目</b>	福祉関係事業(保育料)
<b>調整の方針</b>	(案) 保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合の第2子及び第3子以降については高富町の例による。 なお、新市の保育料は、国の徴収金基準額を参考に段階的に改定を図るものとする。 延長保育料は、高富町の例による。		

高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	備 考																																																																																																																																															
<p style="text-align: center;">保育料徴収基準額表 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">階層区分</th> <th style="width: 15%;">定 義</th> <th style="width: 10%;">3歳未満児</th> <th style="width: 10%;">3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">8,500</td> <td style="text-align: center;">6,500</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td style="text-align: center;">14,500</td> <td style="text-align: center;">12,500</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>64,000円未満</td> <td style="text-align: center;">28,000</td> <td style="text-align: center;">17,500</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>64,000円以上160,000円未満</td> <td style="text-align: center;">37,000</td> <td style="text-align: center;">20,000</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>160,000円以上408,000円未満</td> <td style="text-align: center;">44,000</td> <td style="text-align: center;">22,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>408,000円以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">この表の3歳未満児とは、保育の実施がとられた日の属する年度の4月1日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。</p>	各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000	2,000	第3階層	市町村民税非課税世帯	8,500	6,500	第4階層	市町村民税課税世帯	14,500	12,500	第5階層	64,000円未満	28,000	17,500	第6階層	64,000円以上160,000円未満	37,000	20,000	第7階層	160,000円以上408,000円未満	44,000	22,000		408,000円以上			<p style="text-align: center;">保育料基準額表 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">保育料(月額)</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">階層区分</th> <th style="width: 15%;">定 義</th> <th style="width: 10%;">3歳未満児</th> <th style="width: 10%;">3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>第1階層を除き前年度分の村民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>前年度分村民税課税世帯(均等割、所得割のある世帯)</td> <td style="text-align: center;">8,500</td> <td style="text-align: center;">5,500</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>80,000円未満</td> <td style="text-align: center;">13,500</td> <td style="text-align: center;">11,500</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>80,000円以上200,000円未満</td> <td style="text-align: center;">26,500</td> <td style="text-align: center;">17,000</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>200,000円以上510,000円未満</td> <td style="text-align: center;">35,500</td> <td style="text-align: center;">18,000</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>510,000円以上</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> <td style="text-align: center;">19,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">この表の3歳未満児とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合には、次の月の初日より3歳児とする。</p>	各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	第2階層	第1階層を除き前年度分の村民税非課税世帯	2,000	1,500	第3階層	前年度分村民税課税世帯(均等割、所得割のある世帯)	8,500	5,500	第4階層	80,000円未満	13,500	11,500	第5階層	80,000円以上200,000円未満	26,500	17,000	第6階層	200,000円以上510,000円未満	35,500	18,000	第7階層	510,000円以上	40,000	19,000	<p style="text-align: center;">保育料徴収基準額表 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">階層区分</th> <th style="width: 15%;">定 義</th> <th style="width: 10%;">3歳未満児</th> <th style="width: 10%;">3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td style="text-align: center;">1,300</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">7,000</td> <td style="text-align: center;">5,000</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td style="text-align: center;">13,500</td> <td style="text-align: center;">11,000</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>64,000円未満</td> <td style="text-align: center;">20,000</td> <td style="text-align: center;">16,000</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>64,000円以上160,000円未満</td> <td style="text-align: center;">22,000</td> <td style="text-align: center;">17,000</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>160,000円以上408,000円未満</td> <td style="text-align: center;">25,000</td> <td style="text-align: center;">18,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>408,000円以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">この表の3歳未満児とは、保育の実施がとられた日の属する年度の4月1日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。</p>	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1,300	1,000	第3階層	市町村民税非課税世帯	7,000	5,000	第4階層	市町村民税課税世帯	13,500	11,000	第5階層	64,000円未満	20,000	16,000	第6階層	64,000円以上160,000円未満	22,000	17,000	第7階層	160,000円以上408,000円未満	25,000	18,000		408,000円以上			<p style="text-align: center;">国徴収金基準額 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">階層区分</th> <th style="width: 10%;">3歳未満児</th> <th style="width: 10%;">3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td style="text-align: center;">9,000</td> <td style="text-align: center;">6,000</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td style="text-align: center;">19,500</td> <td style="text-align: center;">16,500</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td style="text-align: center;">30,000</td> <td style="text-align: center;">27,000</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td style="text-align: center;">44,500</td> <td style="text-align: center;">41,500</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td style="text-align: center;">61,000</td> <td style="text-align: center;">58,000</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td style="text-align: center;">80,000</td> <td style="text-align: center;">77,000</td> </tr> </tbody> </table>	徴収金基準額(月額)			階層区分	3歳未満児	3歳以上児	第1階層	0	0	第2階層	9,000	6,000	第3階層	19,500	16,500	第4階層	30,000	27,000	第5階層	44,500	41,500	第6階層	61,000	58,000	第7階層	80,000	77,000
各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)																																																																																																																																																
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																																															
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0																																																																																																																																															
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000	2,000																																																																																																																																															
第3階層	市町村民税非課税世帯	8,500	6,500																																																																																																																																															
第4階層	市町村民税課税世帯	14,500	12,500																																																																																																																																															
第5階層	64,000円未満	28,000	17,500																																																																																																																																															
第6階層	64,000円以上160,000円未満	37,000	20,000																																																																																																																																															
第7階層	160,000円以上408,000円未満	44,000	22,000																																																																																																																																															
	408,000円以上																																																																																																																																																	
各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)																																																																																																																																																
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																																															
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0																																																																																																																																															
第2階層	第1階層を除き前年度分の村民税非課税世帯	2,000	1,500																																																																																																																																															
第3階層	前年度分村民税課税世帯(均等割、所得割のある世帯)	8,500	5,500																																																																																																																																															
第4階層	80,000円未満	13,500	11,500																																																																																																																																															
第5階層	80,000円以上200,000円未満	26,500	17,000																																																																																																																																															
第6階層	200,000円以上510,000円未満	35,500	18,000																																																																																																																																															
第7階層	510,000円以上	40,000	19,000																																																																																																																																															
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)																																																																																																																																																
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																																															
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0																																																																																																																																															
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1,300	1,000																																																																																																																																															
第3階層	市町村民税非課税世帯	7,000	5,000																																																																																																																																															
第4階層	市町村民税課税世帯	13,500	11,000																																																																																																																																															
第5階層	64,000円未満	20,000	16,000																																																																																																																																															
第6階層	64,000円以上160,000円未満	22,000	17,000																																																																																																																																															
第7階層	160,000円以上408,000円未満	25,000	18,000																																																																																																																																															
	408,000円以上																																																																																																																																																	
徴収金基準額(月額)																																																																																																																																																		
階層区分	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																																																
第1階層	0	0																																																																																																																																																
第2階層	9,000	6,000																																																																																																																																																
第3階層	19,500	16,500																																																																																																																																																
第4階層	30,000	27,000																																																																																																																																																
第5階層	44,500	41,500																																																																																																																																																
第6階層	61,000	58,000																																																																																																																																																
第7階層	80,000	77,000																																																																																																																																																

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

児童福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業(保育料)																															
調整の方針																																		
項目	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町																															
	<p>第2～第7階層における同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合は第1子は全額、第2子は半額、第3子からは10分の1を徴収する。又3歳未満児が年度の途中で3歳に達した場合は、その年度中に限り3歳未満児の保育料を適用する。(10円未満の端数は切り捨てる。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象児童</th> <th>保 育 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 子</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>第 2 子</td> <td>半 額</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>10分の1</td> </tr> </tbody> </table>	対象児童	保 育 料	第 1 子	全 額	第 2 子	半 額	第3子以降	10分の1	<p>第2～第7階層における同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、次表第3欄により計算して得た額をその児童の保育料の額とし、算出された額に10円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2～第7階層に属する世帯</td> <td>ア 最も保育料が低い児童(同額児童が2人以上の場合はそのうちの1人とする)</td> <td>基準額表に定める額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ ア以外の児童のうち、最も保育料が低い児童(同額児童が2人以上の場合はそのうちの1人とする)</td> <td>基準額表に定める額 × 0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 上記以外の児童</td> <td>基準額表に定める額 × 0.1</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	第2～第7階層に属する世帯	ア 最も保育料が低い児童(同額児童が2人以上の場合はそのうちの1人とする)	基準額表に定める額		イ ア以外の児童のうち、最も保育料が低い児童(同額児童が2人以上の場合はそのうちの1人とする)	基準額表に定める額 × 0.5		ウ 上記以外の児童	基準額表に定める額 × 0.1	<p>第2～第7階層における同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。ただし、第3子以降については、全額徴収しないものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2～4階層に属する世帯</td> <td>最も徴収金の額が低い児童(最も徴収金の額の低い児童が2人以上の場合は、その内の1人とする)以外の児童</td> <td rowspan="2">徴収基準額表の徴収金の2分の1の額 (注)10円未満の端数は切り捨てる。</td> </tr> <tr> <td>5～7階層に属する世帯</td> <td>最も徴収金の額が高い児童(最も徴収金の額の高い児童が2人以上の場合は、その内の1人とする)以外の児童</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第3子以降</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	2～4階層に属する世帯	最も徴収金の額が低い児童(最も徴収金の額の低い児童が2人以上の場合は、その内の1人とする)以外の児童	徴収基準額表の徴収金の2分の1の額 (注)10円未満の端数は切り捨てる。	5～7階層に属する世帯	最も徴収金の額が高い児童(最も徴収金の額の高い児童が2人以上の場合は、その内の1人とする)以外の児童	第3子以降		無料
対象児童	保 育 料																																	
第 1 子	全 額																																	
第 2 子	半 額																																	
第3子以降	10分の1																																	
第1欄	第2欄	第3欄																																
第2～第7階層に属する世帯	ア 最も保育料が低い児童(同額児童が2人以上の場合はそのうちの1人とする)	基準額表に定める額																																
	イ ア以外の児童のうち、最も保育料が低い児童(同額児童が2人以上の場合はそのうちの1人とする)	基準額表に定める額 × 0.5																																
	ウ 上記以外の児童	基準額表に定める額 × 0.1																																
第1欄	第2欄	第3欄																																
2～4階層に属する世帯	最も徴収金の額が低い児童(最も徴収金の額の低い児童が2人以上の場合は、その内の1人とする)以外の児童	徴収基準額表の徴収金の2分の1の額 (注)10円未満の端数は切り捨てる。																																
5～7階層に属する世帯	最も徴収金の額が高い児童(最も徴収金の額の高い児童が2人以上の場合は、その内の1人とする)以外の児童																																	
第3子以降		無料																																
	<p>児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。</p> <p>母子世帯等 在宅障害児(者)のいる世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td style="text-align: center;">7,500</td> <td style="text-align: center;">5,500</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	徴収金基準額		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2階層	0 円	0 円	第3階層	7,500	5,500	<p>児童の属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、申請に基づき、当該階層の徴収金の額を0円とする。</p> <p>母子世帯等 在宅障害児(者)のいる世帯 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	徴収金基準額		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2階層	0 円	0 円	<p>児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。</p> <p>母子世帯等 在宅障害児(者)のいる世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td style="text-align: center;">6,000</td> <td style="text-align: center;">4,000</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	徴収金基準額		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2階層	0 円	0 円	第3階層	6,000	4,000	
階層区分	徴収金基準額																																	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																
第2階層	0 円	0 円																																
第3階層	7,500	5,500																																
階層区分	徴収金基準額																																	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																
第2階層	0 円	0 円																																
階層区分	徴収金基準額																																	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																
第2階層	0 円	0 円																																
第3階層	6,000	4,000																																

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

児童福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(保育料)								
調整の方針													
高	富	町	伊	自	良	村	美	山	町				
【延長保育料】			【延長保育料】			【延長保育料】							
保育所名	区分	延長時間	延長保育料	保育所名	区分	延長時間	延長保育料	保育所名	区分	延長時間	延長保育料		
高富保育所	平日	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後7時00分	1時間につき 1人あたり50円  利用時間の 算定にあたり、 30分を超えた 場合は1時間と みなす。	伊自良村 保育所	平日	午前7時30分～午前8時30分	午前7時30分から 午前8時まで若しく は午後5時から午後 6時までは、1人 あたり月額50円と し、午後6時を超え る場合はさらに50 円加算	葛原保育所	平日	午前7時45分～午前8時30分 午後4時30分～午後5時00分	午後5時を超え る場合、1人あた り月額1,000円		
	土曜日	午前7時30分～午前8時30分 正午～午後12時30分				午後4時30分～午後7時00分				土曜日		午前7時45分～午前8時30分 正午～午後12時30分	
中部保育所	平日	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後7時00分		土曜日	午前7時30分～午前8時30分	中央保育所		平日	午前7時45分～午前8時30分 午後4時30分～午後5時00分	乾 保育所		平日	午前7時45分～午前8時30分 午後4時30分～午後5時00分
	土曜日	午前7時30分～午前8時30分 正午～午後12時30分			午前7時30分～午前8時30分			土曜日	午前7時45分～午前8時30分 正午～午後12時30分				
梅原保育所	平日	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時00分		土曜日	桜尾保育所	平日		午前7時30分～午前8時30分	富永保育所	平日		午前7時45分～午前8時30分 午後4時30分～午後5時00分	
	土曜日	午前7時30分～午前8時30分 正午～午後12時30分						午前7時30分～午前8時30分 正午～午後12時30分				土曜日	午前7時45分～午前8時30分 正午～午後12時30分
桜尾保育所	平日	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時00分		土曜日	大桑保育所	平日		午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時00分	西武芸保育所	平日		午前7時45分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時00分	
	土曜日	午前7時30分～午前8時30分 正午～午後12時30分						午前7時30分～午前8時30分 正午～午後12時30分				土曜日	午前7時45分～午前8時30分 正午～午後12時30分

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

総合福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(福祉医療費助成)
調整の方針	(案) 乳幼児医療費助成事業については、新市において、対象者を小学校就学前(6歳に達した日以降における最初の4月1日)までの児童とし実施する。 重度心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人医療費助成事業、69歳老人医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業(伊自良村単独事業分を除く。)については、新市において県の補助基準により実施する。 母子家庭等医療費助成事業における伊自良村単独事業分及び父子家庭医療費助成事業については、廃止とする。				
項目	高富町	伊自良村	美山町	備考	
乳幼児医療費助成	【助成対象者】 5歳に満たない者 【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は償還払い)	【助成対象者】 5歳に満たない者 【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は償還払い)	【助成対象者】 6歳に達した日以降における最初の3月31日までの者 【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は償還払い)		
重度心身障害者医療費助成	【助成対象者】 身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が1級から3級までの者 療育手帳A1、A2、B1の交付を受けている者 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が4級である者 所得制限あり 【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は償還払い)	【助成対象者】 身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が1級から3級までの者 療育手帳A1、A2、B1の交付を受けている者 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が4級である者 所得制限あり 【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は償還払い)	【助成対象者】 身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が1級から3級までの者 療育手帳A1、A2、B1の交付を受けている者 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が4級である者 所得制限あり 【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は償還払い)		
重度心身障害老人医療費助成	【助成対象者】 重度心身障害者医療費助成対象者のうち、65歳以上の者 【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は償還払い)	【助成対象者】 重度心身障害者医療費助成対象者のうち、65歳以上の者 【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は償還払い)	【助成対象者】 重度心身障害者医療費助成対象者のうち、65歳以上の者 【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は償還払い)		
69歳老人医療費助成	【助成対象者】 69歳の者で個人の市町村民税を課されていない者 【助成方法】 償還払い(高富町内の一部の医療機関での受診については現物支給)	【助成対象者】 69歳の者で個人の市町村民税を課されていない者 【助成方法】 償還払い	【助成対象者】 69歳の者で個人の市町村民税を課されていない者 【助成方法】 償還払い		
母子家庭等医療費助成	【助成対象者】 児童扶養手当の受給者及び当該児童 遺族年金の受給者及び当該児童 所得制限あり 【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は償還払い)	【助成対象者】 児童扶養手当の受給者及び当該児童 遺族年金の受給者及び当該児童 所得制限により県の助成対象者とならなかった者について、伊自良村単独事業として助成。 【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は償還払い)	【助成対象者】 児童扶養手当の受給者及び当該児童 遺族年金の受給者及び当該児童 所得制限あり 【助成方法】 現物給付(県外で受診した場合は償還払い)		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

総合福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(福祉医療費助成)
調整の方針					
項目	高富町	伊自良村	美山町	備考	
父子家庭医療費助成		【助成対象者】 父子家庭で義務教育終了前の児童 所得制限あり  【助成方法】 償還払い			

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

総合福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取り扱い	協議細目	福祉関係事業(福祉医療費助成)
調整の方針			

【 参 考 】

乳幼児医療費助成制度各市町村実施状況(H13.4.1現在)

市町村名	対象児童		助成方法	
	入院・外来とも	入院のみ	現物給付	償還払い
岐阜市	3歳未満	3歳以上～小学校就学前	小学校就学前	
各務原市	3歳未満	3歳以上～5歳未満	3歳未満	3歳以上～5歳未満入院
羽島市	4歳未満	5歳未満	4歳未満	4歳以上～5歳未満入院
美濃市	3歳未満	3歳以上～小学校就学前	3歳未満	3歳以上～小学校就学前入院
関市	3歳未満	3歳以上～5歳未満	3歳未満	3歳以上～5歳未満入院
川島町	小学校就学前		小学校就学前	
岐南町	小学校就学前		小学校就学前	
笠松町	義務教育終了まで		義務教育終了まで	
柳津町	義務教育終了まで		義務教育終了まで	
北方町	3歳未満	3歳以上～5歳未満	3歳未満	3歳以上～5歳未満入院
本巣町	4歳未満	4歳以上～5歳未満	4歳未満	4歳以上～5歳未満入院
穂積町	3歳未満	3歳以上～5歳未満	3歳未満	3歳以上～5歳未満入院
巣南町	5歳未満		5歳未満	
真正町	8歳年度末		8歳年度末	
糸貫町	6歳未満		6歳未満	
根尾村	小学校就学前		小学校就学前	
武芸川町	小学校就学前		小学校就学前	
洞戸村	3歳未満	3歳以上～5歳未満	3歳未満	3歳～5歳未満入院
板取村	小学校就学前		小学校就学前	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い				協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)					
調整の方針	<p>(案) 国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整するものとする。</p> <p>各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、市域全体で実施するよう新市において調整するものとする。</p> <p>高齢福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施するものとする。</p>										
区分	高 富 町		伊 自 良 村			美 山 町			具 体 的 な 調 整 内 容		
外出支援サービス事業	対象者	次のいずれかに該当する者 ・ 市町村民税非課税世帯の要支援又は要介護認定者で、通院の困難な者 ・ 障害老人の日常生活自立度判定基準によるランクB・Cに該当する者 など								高富町の例により実施する。	
国庫補助事業	内 容	町内の医療機関への通院に係る外出支援(月2回まで)								高富町の例により実施する。	
	利用料等	実費相当分(基本利用料 1回200円) 下肢・体幹機能障害2級以上は1/2								実費相当分とする。	
	その他	[委託先] 高富町社会福祉協議会								新市において調整する。	
家事援助等事業	対象者	要介護認定者を除く、65歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者夫婦の世帯で、家事援助を必要とする者 など		要介護認定者を除く、65歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者夫婦の世帯で、家事援助等を必要とする者 など			要介護認定者を除く、概ね65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者夫婦の世帯で、家事援助を必要とする者 など			要介護認定者を除く、65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者夫婦の世帯で、家事援助を必要とする者等とする。	
	内 容	家事援助(炊事、洗濯、掃除、買い物等)		家事援助(炊事、洗濯、掃除、買い物等)、 買い物介助、通院介助			家事援助(炊事、洗濯、掃除、買い物等)			家事援助(炊事、洗濯、掃除、買い物等)のみとする。	
町村単独事業	利用料等(負担率)	実費に対する負担率		区 分	単 位 等	金 額	区 分	単 位 等	金 額	実費に対する負担率	
		生活保護法による被保護世帯	0%	家事援助	1時間以内	200円	家事援助	30分未満	-	生活保護法による被保護世帯	0%
		生計中心者が前年所得非課税世帯	10%		以降30分増ごと	100円		30分以上1時間未満	150円	生計中心者が前年所得非課税世帯	10%
		生計中心者の前年所得税課税年額が1万円以下の世帯	20%		買い物介助(1回当たり)	村内		200円	1時間以上1時間30分未満	230円	生計中心者の前年所得税課税年額が1万円以下の世帯
		生計中心者の前年所得税課税年額が1万円超3万円以下の世帯	40%	高富町梅原地区		300円	以降30分増ごと	80円		生計中心者の前年所得税課税年額が1万円超3万円以下の世帯	40%
		生計中心者の前年所得税課税年額が3万円超8万円以下の世帯	60%	通院介助	村内(片道)	200円					
		生計中心者の前年所得税課税年額が8万円超14万円以下の世帯	80%		郡内(片道)	300円					
		生計中心者の前年所得税課税年額が14万円超の世帯	90%								
	その他	[委託先] 高富町社会福祉協議会		[委託先] 伊自良村社会福祉協議会			[委託先] 美山町社会福祉協議会			新市において調整する。	



# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い				協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)	
調整の方針							
区分	高富町		伊自良村		美山町		
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業  国庫補助事業	対象者			要介護度3以上で、在宅時に常時ふとんの上で生活している者	概ね80歳以上の高齢者単身世帯の老人又は要支援老人で、寝具の洗濯・乾燥をすることが困難な者	65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者夫婦の世帯で寝具の洗濯・乾燥をすることが困難な者若しくは要介護度3以上の者とする。	
	内容			寝具の乾燥・消毒(年4回まで)	寝具の乾燥・消毒、水洗い(年3回まで)	寝具の乾燥・消毒、水洗い(年4回まで)とする。	
	利用料等			事業に要した経費の1割程度	事業に要した経費の1割程度	事業に要した経費の1割程度とする。	
	その他			[委託先] 伊自良村社会福祉協議会		新市において調整する。	
紙おむつ購入助成事業  県単独事業(高富町) 町村単独事業(伊自良村・美山町)	対象者	在宅で1ヵ月以上、寝たきりにより常時おむつを必要とする65歳以上の要支援又は要介護認定者のうち、前年度の市町村民税所得割課税額が10万円未満の者		在宅で寝たきりにより常時(概ね6ヵ月)おむつを必要とする65歳以上の者又は要介護度が4以上の者	在宅で寝たきりにより常時(概ね6ヵ月)おむつを必要とする65歳以上の者又は心身に重度の障害があることにより在宅で寝たきりにより常時(概ね6ヵ月)おむつを必要とする者	在宅で1ヵ月以上、寝たきりにより常時おむつを必要とする65歳以上の要支援又は要介護認定者のうち、前年度の市町村民税所得割課税額が10万円未満の者等。ただし、ショートステイを月に20日以上利用している者は対象外とする。	
	内容	紙おむつ・清拭きタオル等の購入助成(月5,000円まで)		紙おむつの購入助成(月4,000円まで)	紙おむつの購入助成(月2,500円まで)	紙おむつ・清拭きタオル等の購入助成(月5,000円まで)とする。 助成券(クーポン)方式による。	
	補助率	区分	補助率	自己負担無し		区分	補助率
		生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円未満の世帯	100%			生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円未満の世帯	100%
	生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円以上10万円未満の世帯	50%		生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円以上10万円未満の世帯	50%		
その他			[委託先] 伊自良村社会福祉協議会	[実施機関] 美山町社会福祉協議会	新市において調整する。		
老人日常生活用具給付等事業  国庫補助事業	対象者	国の基準(概ね65歳以上の低所得者で、高齢者単身世帯の者)		国の基準(概ね65歳以上の低所得者で、高齢者単身世帯の者)		国の基準(概ね65歳以上の低所得者で、高齢者単身世帯の者)による。	
	内容	電磁調理器給付、電話貸与(加入権・電話機)・工事費負担		電磁調理器給付、電話貸与(加入権・電話機)・工事費負担		電磁調理器給付、電話貸与(加入権・電話機)・工事費負担	
	利用料等	国の負担基準による。		国の負担基準による。		国の負担基準による。	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)
調整の方針						
区分		高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容	
高齢者等配食(宅配)サービス事業  国庫補助事業 (高富町・美山町) 町村単独事業(伊自良村)	対象者	65歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者夫婦の世帯で、町長が必要と認めた者	70歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者夫婦の世帯の者	70歳以上の高齢者単身世帯又は80歳以上の高齢者夫婦の世帯の者	65歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者夫婦若しくは身体障害者のみの世帯の者とする。	
	内容	原則として、月曜日から金曜日までの毎昼・夕食宅配料助成	週1回の昼食配食助成	月1回の昼食配食助成	原則として、月曜日から金曜日までの毎昼・夕食宅配料を助成する。	
	利用料等	宅配料は無料。ただし、食材料・調理代を直接委託業者へ支払う。	無料	1食につき200円	宅配料は無料。ただし、食材料・調理代を直接委託業者へ支払う。	
	その他	[委託先] 同朋会	[委託先] 伊自良村社会福祉協議会	[委託先] 美山町社会福祉協議会	新市において調整する。	
災害弱者緊急通報システム設置事業  国庫補助事業 (高富町・美山町の一部は町単独事業)	対象者	次のいずれかに該当する者 ・ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級から3級までの単身世帯の者 ・ 65歳以上の高齢者単身世帯の者 ・ 寝たきりの65歳以上の老人のみの世帯の者 など	次のいずれかに該当する者 ・ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級から3級までの単身世帯の者 ・ 65歳以上の高齢者単身世帯の者 など	次のいずれかに該当する者 ・ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級から3級までの単身世帯の者 ・ 65歳以上の高齢者単身世帯の者 ・ 寝たきりの65歳以上の老人のみの世帯の者 など	次のいずれかに該当する者とする。 ・ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級から3級までの単身世帯の者 ・ 65歳以上の高齢者単身世帯の者 ・ 寝たきりの65歳以上の老人のみの世帯の者 など	
	内容	緊急通報装置、携帯用ペンダント送信機、ペンダント用受信機、火災センサーの設置・貸与	緊急通報装置、携帯用ペンダント送信機、ペンダント用受信機、火災センサーの設置・貸与	緊急通報装置、携帯用ペンダント送信機、ペンダント用受信機、火災センサーの設置・貸与	緊急通報装置、携帯用ペンダント送信機、ペンダント用受信機、火災センサーの設置・貸与を実施する。	
	利用料等	無料。ただし、通話料・乾電池代は自己負担。	無料。ただし、通話料・乾電池代は自己負担。	無料。ただし、通話料・乾電池代は自己負担。	無料とする。ただし、通話料・乾電池代は自己負担とする。	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い				協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)				
調整の方針										
区分	高富町	伊自良村		美山町		具体的な調整内容				
高齢者住宅改善助成事業	対象者	世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以下の世帯に属する65歳以上の在宅要援護老人(寝たきり度判定基準がA・B・C又は介護を要する痴呆性老人)若しくは同居しているもの又は同居しようとする者 など		世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以下の世帯に属する65歳以上の在宅要援護老人(寝たきり度判定基準がA・B・C又は介護を要する痴呆性老人)若しくは同居しているもの又は同居しようとする者 など		世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以下の世帯に属する65歳以上の在宅要援護老人(寝たきり度判定基準がA・B・C又は介護を要する痴呆性老人)若しくは同居しているもの又は同居しようとする者 など		世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以下の世帯に属する65歳以上の在宅要援護老人(寝たきり度判定基準がA・B・C又は介護を要する痴呆性老人)若しくは同居しているもの又は同居しようとする者等とする。		
	内容	高齢者等の日常生活の利便を図るための、住宅の居室・浴室・洗面所・台所・便所・玄関・廊下等のバリアフリー化のための改善工事への助成		高齢者等の日常生活の利便を図るための、住宅の居室・浴室・洗面所・台所・便所・玄関・廊下等のバリアフリー化のための改善工事への助成		高齢者等の日常生活の利便を図るための、住宅の居室・浴室・洗面所・台所・便所・玄関・廊下等のバリアフリー化のための改善工事への助成		高齢者等の日常生活の利便を図るための、住宅の居室・浴室・洗面所・台所・便所・玄関・廊下等のバリアフリー化のための改善工事への助成を実施する。		
県単独事業	助成率等	補助基準額 50万円 県の基準額		補助基準額 50万円 県の基準額		補助基準額 50万円 県の基準額		補助基準額は県の基準額とする。		
	負担率	県の制度による。		県の制度による。		県の制度による。		県の制度による。		
		区分	負担率	区分	負担率	区分	負担率			
		生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年所得非課税世帯		0%	生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年所得非課税世帯		0%	生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年所得非課税世帯		0%
		生計中心者の前年所得税課税年額が3万円以下の世帯		20%	生計中心者の前年所得税課税年額が3万円以下の世帯		20%	生計中心者の前年所得税課税年額が3万円以下の世帯		20%
生計中心者の前年所得税課税年額が3万円超14万円以下の世帯		40%	生計中心者の前年所得税課税年額が3万円超14万円以下の世帯		40%	生計中心者の前年所得税課税年額が3万円超14万円以下の世帯		40%		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)
調整の方針					
区分	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容	
生きがい活動支援通所事業 (老人ミニデイサービス事業)  国庫補助事業	対象者	概ね60歳以上で、自力で会場へ来られる者		要介護状態になるおそれのある65歳以上の者	概ね60歳以上の者とする。
	内容	日常生活指導、健康チェック、健康相談、レクリエーション など		日常動作訓練、健康チェック、健康相談、レクリエーション など	基本的に、日常生活指導、日常動作訓練、健康チェック、健康相談、レクリエーション、給食サービス等とし、具体的には新市において調整する。
	利用料等	必要経費の1割程度とする。ただし、昼食代・作業用材料費は自己負担とする。		必要経費の1割程度とする。ただし、昼食代・作業用材料費は自己負担とする。	必要経費の1割程度とする。ただし、昼食代・作業用材料費は自己負担とする。
	その他	7会場、送迎無し		7会場、送迎あり	美山地域のみ送迎ありとし、その他は新市において調整する。
B型機能訓練事業  国庫補助事業	対象者		概ね65歳以上の虚弱者で、自力で会場へ来られる者		生きがい活動支援通所事業の実施により廃止する。
	内容		日常動作訓練、健康チェック、健康相談、レクリエーション、入浴 など		
	利用料等		1回につき100円とする。ただし、昼食代・作業用材料費は自己負担とする。		
	対象者		1会場、送迎無し		
生活管理指導短期宿泊事業  国庫補助事業	対象者	概ね65歳以上で、一時的に養護する必要があると認められる者		概ね65歳以上で、一時的に養護する必要があると認められる者	概ね65歳以上で、一時的に養護する必要があると認められる者とする。
	内容	養護老人ホーム等において、原則として7日以内の宿泊費を助成する。		養護老人ホーム等において、原則として7日以内の宿泊費を助成する。	養護老人ホーム等において、原則として7日以内の宿泊費を助成する。
	利用料等	飲食代全額及び施設利用料・送迎料の1割		飲食代全額及び施設利用料・送迎料の1割	飲食代全額及び施設利用料・送迎料の1割とする。
高齢者入浴券・マッサージ助成券給付事業  町単独事業	対象者	満70歳以上の者			廃止する。
	内容	公衆浴場入浴料助成券(月2枚×12ヵ月分)又は「はり・きゅう・マッサージ」施術料助成券(3,000円分を年間2枚)			

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)
調整の方針					
区分	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容	
家族介護慰労金支給事業 国庫補助事業	対象者			重度(要介護度4・5)の被介護人を擁する市町村民税非課税世帯で、過去1年間介護保険のサービスを受けていない世帯	介護保険制度の活用を推進し廃止する。
	内容			年額10万円を支給する。	
家族介護用品購入助成事業 国庫補助事業	対象者			重度(要介護度4・5)の被介護人を擁する市町村民税非課税世帯	紙おむつ購入助成事業の充実により廃止する。
	内容			介護用品購入費を月額6,000円(限度額)支給する。	
在宅寝たきり老人等重度障害者(児)介護人慰労金支給事業 町単独事業	対象者			寝たきり老人、重度心身障害者(児)及び痴呆性老人と同居する世帯	次のいずれかに該当する世帯とする。 ・ 身体障害者(児)1・2級のうち体幹障害がある者と同居する世帯 ・ 要介護度2以上の痴呆性老人と同居する世帯
	内容			被介護人1人に対して月額3,000円を支給する。	被介護人1人に対して月額3,000円を支給する。
社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業 国庫補助事業	対象者	次のいずれかに該当する者 ・ 市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者 ・ 利用者負担が減免されなければ生活保護受給者になってしまう者 ・ 市町村民税非課税世帯で、所得が無く( )扶養されていない者 など  例えば、65歳以上の者で、国民年金のみの収入が140万円以下であった場合には、公的年金等控除により所得は無かったものとされます。	次のいずれかに該当する者 ・ 市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者 ・ 利用者負担が減免されなければ生活保護受給者になってしまう者 ・ 市町村民税非課税世帯で、生計中心者の年間収入額が42万円以下である者 など	次のいずれかに該当する者 ・ 市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者 ・ 利用者負担が減免されなければ生活保護受給者になってしまう者 ・ 市町村民税非課税世帯で、生計中心者の年間収入額が42万円以下である者 など	次のいずれかに該当する者とする。 ・ 市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者 ・ 利用者負担が減免されなければ生活保護受給者になってしまう者 ・ 市町村民税非課税世帯で、所得が無く扶養されていない者 など
	内容	介護保険により、ホームヘルパーの派遣を受けた場合、デイサービス・ショートステイを利用した場合の利用料の1/2を助成する。	介護保険により、ホームヘルパーの派遣を受けた場合、デイサービス・ショートステイを利用した場合の利用料の1/2を助成する。	介護保険により、ホームヘルパーの派遣を受けた場合、デイサービス・ショートステイを利用した場合の利用料の1/2を助成する。	介護保険により、ホームヘルパーの派遣を受けた場合、デイサービス・ショートステイを利用した場合の利用料の1/2を助成する。

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い				協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)
調整の方針						
区分	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容		
	対象者	支給品等	支給品等	支給品等	・ 祝賀記念品の贈呈は、77歳・88歳・99歳の者とする。 ・ 100歳の者には、現金50万円等を贈呈する。	
敬老祝い金等  町村単独事業	77歳	祝賀記念品	-	-		
	85歳	-	-	祝賀記念品		
	88歳	祝賀記念品	祝賀記念品	-		
	89歳	-	祝賀記念品	-		
	90歳以上	祝賀記念品	祝賀記念品	-		
	100歳	現金50万円等	現金30万円	現金50万円等		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)	
調整の方針						
各種行事名	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容		
敬老会	対象者	実施年度の12月31日までに満75歳以上になる者のうち、実施年度の8月1日に在住している者。ただし、平成14・15年度は満74歳以上の者とする。	実施年度内に満75歳以上になる者のうち、実施年度の8月1日に在住している者	実施年度の12月31日までに満75歳以上になる者のうち、実施年度の9月1日に在住している者	実施年度内に満75歳以上になる者のうち、実施年度の8月1日に在住している者とする。ただし、平成15年度については、高富地域のみ満74歳以上の者とする。	
	実施日	毎年9月15日	毎年9月15日	毎年9月15日前後の2日間	毎年9月15日を基本とし、新市において調整する。	
	主な内容	式典、余興等	式典、余興等	式典、余興等	新市において調整する。	
	実施会場	高富町中央公民館	伊自良村村老人福祉センター	美山町中央公民館	現行の開催場所を基本とし、新市において調整する。	
	送迎	貸切バス等	貸切バス等	貸切バス等	貸切バスを基本とし、新市において調整する。	
	案内方法	対象者への個別郵送方法とする。	対象者への個別郵送方法とする。	対象者への個別郵送方法とする。	対象者への個別郵送方法とする。	
老人クラブ連合会研修会 老人福祉大会	行事名	老人クラブ連合会研修会		老人福祉大会	新市において調整する。	
	対象者	老人クラブ会員全員		老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員とする。	
	主な内容	基調講演、余興等		基調講演、余興等	基調講演、余興等を基本とし、新市において調整する。	
	実施会場	岐阜市内のホテルの会場		美山町中央公民館	基本的に、2,000人収容できる施設とし、新市において調整する。	
	送迎	貸切バス等		無し	貸切バスを基本とし、新市において調整する。	
老人クラブ軽スポーツ大会	行事名	老人クラブ連合会軽スポーツ大会	老人クラブ連合会軽スポーツ大会	老人クラブ軽スポーツ大会 老人クラブゲートボール大会	新市において調整する。	
	対象者	老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員とする。	
	主な内容	ゲートボール・ペタンク・グラウンドゴルフ	ゲートボール・ペタンク・グラウンドゴルフ	ゲートボール・ペタンク・グラウンドゴルフ	ゲートボール・ペタンク・グラウンドゴルフとする。	
	実施会場	高富町総合グラウンド	伊自良村総合運動公園	美山町総合運動場	新市において調整する。	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)
調整の方針					
各種行事名	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	具 体 的 な 調 整 内 容	
体 育 大 会	行事名	老人クラブ連合会体育大会	老人クラブ運動会	老人体育大会	新市において調整する。
	対象者	老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員とする。
	主な内容	紅白玉入れ 等	紅白玉入れ 等	紅白玉入れ 等	統一メニューとなるよう新市において調整する。
	実施会場	高富町四国山香りの森公園内香りドーム	伊自良村ふれあいドーム、さわやかドーム	美山町内の小学校のうち、いずれかの小学校グラウンド	現行の開催場所を基本とし、新市において調整する。
	送 迎	貸切バス等	無し	無し	貸切バスを基本とし、新市において調整する。
健 康 ウ ォ ー ク	行事名	老人クラブ連合会健康ウォーク			新市において調整する。
	対象者	老人クラブ会員全員			老人クラブ会員全員とする。
	主な内容	アウトドアコーディネーターによりウォークコースを設定、引率、講演			新市において調整する。
	実施会場	町内5地区の輪番制			平成15年度は高富地域とし、平成16年度以降は新市において調整する。



# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

保健分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	保健関係事業(老人保健事業)				
調整の方針	(案) 新市における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。ただし、基本健康診査(個別)、子宮がん検診(個別)、乳がん検診(個別)、骨密度検査、高齢者健康相談及び腎臓食料理教室については、新市において市域全体の事業として実施するものとする。 各種健(検)診の受診者個人負担金については、応分の受益者負担の原則を基本に、合併時に統一するものとする。						
健(検)診名	受診方法	受診者個人負担金 (単位:円)				実施項目	具体的な調整内容
		現 行			新 市		
		高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町			
基本健康診査	集 団	1,500	無 料	1,000	1,000	問診 身体計測(身長、体重、体脂肪率) 血圧測定 尿検査(糖、蛋白、潜血) 循環器検査 肝機能検査 腎機能検査 貧血検査(赤血球数、Hb、Ht) 白血球数 痛風検査(尿酸) 膵代謝検査 心電図検査 眼底検査(69歳まで) 肝炎検査(40歳～70歳までの5歳刻み)	対象者は40歳以上(19歳～39歳は希望があれば受診できる。)とする。  胃がん、大腸がん、結核、肺がん検診と同時に実施するものとする。  痛風検査(尿酸)は、伊自良村では現在、未実施であるが、新市においては、必須検査項目とするものとする。  心電図検査・眼底検査は、高富町及び伊自良村では現在、選択検査(美山町は必須検査)であるが、新市においては必須検査項目として調整を図るものとする。
	個 別	1,500	未実施	未実施	1,000	同上	同上(上記を除く)
胃がん検診	集 団	1,000	600	500	700	問診 胃部エックス線検査	対象者は40歳以上及び希望者とし、基本健康診査と同時に実施するものとする。
大腸がん検診	集 団	500	200	500	300	問診 便潜血	対象者は40歳以上及び希望者とし、基本健康診査と同時に実施するものとする。
子宮がん検診	集 団	1,000	600	500	800	問診 視診・子宮頸部細胞診	対象者は30歳以上の女性とする。
	個 別	1,000	未実施	未実施	800	同上	同上
乳がん検診	集 団	1,000	300	500	800	問診・視触診・超音波検査 マンモグラフィー	対象者は30歳以上の女性とする。
	個 別	1,000	未実施	500	800	同上	同上

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

保健分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い				協議細目	保健関係事業(老人保健事業)	
調整の方針							
健(検)診名	受診方法	受診者個人負担金 (単位:円)				実施項目	具体的な調整内容
		現 行			新 市		
		高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町			
肺がん検診 (レントゲン)	集 団	無料	無料	無料	無料	問診 胸部エックス線検査	対象者は、40歳以上及び希望者とし、基本健康診査、胃・大腸がん検診を受ける場合は同時に実施するものとする。
肺がん検診 (喀痰検査)	集 団	500	300	1,575	300	問診 喀痰検査	対象者は、40歳以上及び希望者とし、結核肺がん検診と同時に実施するものとする。
骨密度検査	集 団	500	未実施	未実施	400	問診 骨量測定(DXA法)	対象者は、30歳～70歳までの5歳刻みとするものとする。

「個別」とは、委託業務契約先の医療機関に、対象者が直接出向いて受診する「医療機関個別受診」のことをいう。

項 目	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	具体的な調整内容
結果説明会	[目的] 基本健康診査をきっかけに、受診者自身が普段の生活を振り返り、疾病の予防及び健康の保持増進に役立てる。	[目的] 基本健康診査の結果で要指導、要医療となった人に、生活及び栄養指導を行うことにより、生活習慣を見直し疾病予防を図る。	[目的] 基本健康診査の結果で要指導、要医療となった人に、生活及び栄養指導を行うことにより、生活習慣を見直し疾病予防を図る。	対象者は、健康診査受診者全員とし、実施内容は医師診察(全員)・保健指導・栄養指導・歯科検診とし、実施回数等については、新市において調整するものとする。
	[対象者] 基本健康診査(集団)受診者	[対象者] 基本健康診査受診者及びその家族	[対象者] 基本健康診査受診者で、要指導及び要医療となった人又は希望者	
	[実施回数等] 12日間	[実施回数等] 9日間	[実施回数等] 6日間	
	[実施場所] 高富町保健福祉ふれあいセンター及び各地区公民館(4会場)	[実施場所] 伊自良村老人福祉センター及び各地区公民館(10会場)	[実施場所] 各地区公民館等(6会場)	
	[実施内容] 診察(基本健康診査時には未実施のため) 心電図、歯科検診及び歯科保健指導 事後指導	[実施内容] 歯科保健指導 事後指導	[実施内容] 診察(基本健康診査時には未実施のため) 歯科検診及び歯科保健指導 事後指導	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

保健分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	保健関係事業(老人保健事業)
調整の方針					
項目	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容	
高齢者健康相談	<p>【目的】 高齢者の心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。</p> <p>【対象者】 高富町ミニデイサービス参加者</p> <p>【実施回数等】 1回/月</p> <p>【実施場所】 町内7ヵ所(ミニデイサービス会場)</p> <p>【実施内容】 血圧測定、受診・服薬の確認、健康相談等</p>	<p>(参考) B型機能訓練事業で実施している。</p> <p>【目的】 高齢者の心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。</p> <p>【対象者】 B型機能訓練事業参加者</p> <p>【実施回数等】 1回/週</p> <p>【実施場所】 伊自良村老人福祉センター</p> <p>【実施内容】 血圧測定、受診・服薬の確認、健康相談等</p>	<p>【目的】 高齢者の心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。</p> <p>【対象者】 美山町ミニデイサービス参加者</p> <p>【実施回数等】 1回/1~2ヵ月</p> <p>【実施場所】 各地区公民館7ヵ所(ミニデイサービス会場)</p> <p>【実施内容】 血圧測定、受診・服薬の確認、健康相談等</p>	<p>ミニデイサービス事業参加者及び希望者を対象者とし、ミニデイサービス会場において実施するものとする。</p> <p>ミニデイサービス事業=生きがい活動支援通所事業</p> <p>(参考) 伊自良村のB型機能訓練事業は、ミニデイサービス事業へ移行するものとする。</p>	
腎臓食料理教室	<p>【目的】 食事療法を楽しみながら実施できるよう透析食の基本を理解し、毎日の食生活に結びつける。</p> <p>【対象者】 透析治療を受けている人とその家族</p> <p>【実施回数等】 奇数月の2日間</p> <p>【実施場所】 高富町保健福祉ふれあいセンター</p> <p>【実施内容】 腎臓の機能や腎臓食の学習・調理実習</p> <p>【その他】 高富町と岐北総合病院との共同主催</p>	未 実 施	未 実 施	<p>市域全体の事業とし、実施回数等は、新市において調整するものとする。</p>	

## 合併協議会視察受入実績（予定）状況

平成14年5月1日現在

### 1. 実績（平成13年8月1日～平成14年4月30日）

月 日	視 察 団 体 名	視察研修者数
8月16日	海津郡サンリバ - 広域連合	4名
9月 4日	本巣町・糸貫町・真正町・根尾村	6名
9月12日	山梨県豊富村議会	15名
	飛騨地域振興局益田事務所	4名
10月 4日	徳島県中央地域行政総合会議	20名
10月10日	岡山県矢掛町議会	23名
10月23日	山梨県境川村議会	16名
10月24日	長崎県川棚町議会	21名
10月25日	群馬県鬼石町議会	18名
10月30日	長野県佐久町	15名
11月 2日	三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会	11名
11月 6日	静岡県伊豆長岡町議会	20名
11月 7日	長野県佐久広域連合議員	34名
11月12日	石川県羽咋都市広域圏事務組合	35名
11月13日	石川県市町村職員、市町村議員等	40名
11月15日	福島県双葉地方広域市町村圏組合	8名
12月10日	山梨県南部町議会	17名
1月17日	広島県世羅町議会	9名
1月21日	下呂町議会	13名
1月25日	長野県東筑摩郡町村会	11名
1月29日	福井県今庄町、南条町、河野村合併研究会	14名

月 日	視 察 団 体 名	視察研修者数
2月 6日	石川県能登島町	33名
2月 7日	福井県市町村職員	29名
2月12日	山梨県富沢町議会	16名
2月14日	奈良県山添町議会	18名
	奈良県新庄町	3名
2月26日	八幡町議会	10名
3月 6日	三重県志摩地域合併研究会事務局	10名
3月13日	郡上郡町村合併検討研究会	2名
3月19日	石川県志賀町	16名
3月27日	益田郡合併調査室	5名
3月28日	石川県田鶴浜町	15名
4月16日	揖斐郡合併推進研究会	3名
4月17日	郡上郡町村合併協議会	5名
4月30日	長野県麻績村議会	15名

2. 予定（平成14年5月1日～）

月 日	視 察 団 体 名	視察研修予定者数
5月 8日	東濃西部合併研究会	6名
5月30日	福島県東白川合併研究会	15名